

## (公社)日本動物園水族館協会と環境省との 「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」の締結について

(公社)日本動物園水族館協会(以下「日動水」という。)と環境省は、絶滅危惧種の生息域外保全や外来種対策、普及啓発等に係る取組に関して一層の連携を図り、我が国の生物多様性保全の推進に資することを目的として、「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結した。

※日動水の正会員：87 動物園、64 水族館(平成 26 年 3 月末現在)

### 1 経緯

日動水と環境省自然環境局は、これまでもツシマヤマネコなど絶滅危惧種の生息域外保全などの取組において協力を行ってきた。

また、平成 26 年 4 月 11 日に環境省が策定した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」において、生息域外保全の取組連携などの強化を目的とした協定を締結することとしていた。

今回の協定はそれらを受けて締結したもので、平成 26 年 5 月 22 日に署名式を行った。



### 2 協定の主な内容

- ① 我が国の生物多様性保全の推進に係る連携を図るため、連絡調整会議(年に 1 回程度)を開催する。
- ② 絶滅危惧種の生息域外保全の取組を連携して実施する。特に、ライチョウやツシマヤマネコなど「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(略称：種の保存法)」における国内希少野生動植物種については、積極的に取組を推進していく。
- ③ 外来種対策について、日動水は防除手法に対する専門的助言、侵略的外来種に関する調査研究や、種の同定への協力等を必要に応じて行う。
- ④ 生物多様性保全に資する普及啓発及びその他の活動について、必要に応じて相互の取組に協力する。

### 3 今後の予定

- ・ 絶滅危惧種の生息域外保全については、まずツシマヤマネコとライチョウの保護増殖事業について、協定に基づく取組に位置づけ、環境省から日動水に対して正式な依頼文を発出し、日動水は自らの保護増殖事業計画を作成し環境大臣の認定を受ける。
- ・ 外来種対策については、効果的な普及啓発に向けて連携できる内容や、防除に係る専門的助言や種の同定等の円滑な実施に向けて調整中。
- ・ 普及啓発について、環境省が作成するチラシ・ポスター等の日動水加盟園館での掲示協力や、企画展の協力開催等を調整中。